

—重要：ご利用になる前に—

この度は、弊社の本製品(次頁の第1条にて定義)をご採用くださいますようお願いいたします。

本製品を利用する前に、次頁以降の「RXコンパイラIEC61508認証キット利用許諾契約書」(以下、「本契約」といいます。)を必ずお読みください。

お客様による本製品のご利用につきましては、本契約の定める条件に従うものとします。そのため、お客様が本製品を利用した場合には、お客様が本契約の全ての条項に拘束されることにつき同意したものとみなされます。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、お客様に対して本製品のご利用を許諾することはありません。

本製品に関してご不明な点またはご質問等ございましたら、本ソフトウェアをお客様にご提供いたしました販売会社または特約店までご連絡ください。

RXコンパイラ V3.01.00 IEC61508認証キット利用許諾契約書

ルネサスエレクトロニクス株式会社（以下、「甲」といいます。）とお客様（以下、「乙」といいます。）とは、第1条記載の本製品の利用条件につき、以下のとおり契約を締結するものとします。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「本コンパイラ」とは、別紙1(1)に記載の甲製コンパイラをいう。
- (2) 「本製品」とは、別紙1(2)に記載の資料をいう。
- (3) 「対象ハードウェア」とは、乙が本コンパイラを利用して作成したソフトウェアプログラムおよび甲製RX MCUを搭載した乙の製品（ただし、乙が事前に書面または電子メールにより甲に通知した種類の製品に限られるものとする。）をいう。
- (4) 「子会社」とは、甲または乙がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいう。

第2条（権利の許諾）

- 1 甲は、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、甲が権限を有し、かつ本契約に定める範囲内で、本契約有効期間中、本製品に関し、次の各号に定める譲渡不能、再許諾不能の非独占的権利を乙に許諾する。
 - (1) 対象ハードウェアにつきIEC61508認証に関する機能安全認証（以下、「本認証」という。）を取得するために合理的に必要な限度でのみ、本製品の全部または一部を使用、複製する権利
 - (2) 対象ハードウェアにつき本認証を取得するためにのみ、本製品の全部または一部を認証機関に提出する権利（以下、当該認証機関を「本認証機関」という。）
 - (3) 本製品をバックアップ用として1部に限り複製し所持する権利
- 2 乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、本製品に係る作業を第三者（乙の子会社を除く）に委託することができないものとする。乙は、本製品に係る作業を乙の子会社および事前に甲の書面による承諾を得て第三者に委託する場合、乙は、本契約に基づく乙の義務と同等の義務を当該子会社および当該第三者に課し、これを遵守させるものとし、当該子会社および当該第三者による義務の履行に関し一切の責任を負うものとする。
- 3 本製品に係る一切の知的財産権等は甲に帰属し、本条において明示的に許諾されているものを除き、甲は、本契約に基づき本製品に関し、乙に対し何らの権利も許諾するものではない。

第3条（禁止行為）

乙は、本製品に関し、次の各号に定める行為を行わない。

- (1) 本製品に付されている甲、甲の子会社および第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去または変更すること
- (2) 本条で明示的に許諾されている場合を除き、本製品を使用、複製、改変、頒布し、または再使用許諾その他の処分をすること

第4条（権利の留保）

- 1 本契約は、本製品に関する著作権その他の知的財産権を乙に移転するものではない。
- 2 乙は、甲から引き渡された本製品に付された甲、甲の子会社および第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を、第2条の規定に基づき乙が作成する複製物にも付すものとする。ただし、かかる権利表示が物理的に不可能または著しく困難な場合には、甲、甲の子会社および第三者の権利保護のため、他の適切な手段をとるものとする。

第5条（免責）

- 1 甲は、本製品について、商品性および特定目的との合致および機能性その他品質に関する保証、その使用結果についての保証ならびに第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害保証を含め、明示たると黙示たるとを問わず、乙に対し、いかなる保証を行うものではない。
- 2 甲は、乙による本製品の使用に起因して生じ得る一切の損害について、いかなる場合も損害賠償の責めを負わない。

第6条（秘密保持）

- 1 乙は、本製品に関連して甲から開示を受けた一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、事前に甲から書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならず、かつ、対象ハードウェアにつき本認証を取得する目的以外のために秘密情報を使用してはならないものとする。なお、本製品については、秘密表示の有無にかかわらず甲の秘密情報とみなすものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における甲の秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示のときに甲が既に保有しまたは既に公知であった情報。
 - (2) 開示後、乙の責めによらず公知となった情報。
 - (3) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、第2条第2項に基づき本認証を取得するため、本認証機関に対し、かかる本認証の取得に合理的に必要な範囲内で、本製品を開示することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は、第2条第3項に基づき作業を委託する子会社または第三者に対し、かかる委託に合理的に必要な範囲内で、本契約に基づき甲から開示を受けた秘

密情報を開示することができる。この場合、乙は、当該子会社および当該第三者に対して、本条に基づき自己に課された義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、当該義務の履行につき、一切の責任を負うものとする。

- 5 乙は、本契約が終了した場合または甲より要求のあった場合には、甲の選択に従い、秘密情報およびその全ての複製物を直ちに甲に返還または廃棄するものとする。

第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の90日前までに甲乙いずれからも本契約を終了する旨の意思表示がない場合には、更に1年間これを延長するものとし、以降期間満了毎この例による。

- 1 期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合においても、前条に定める義務は、本契約終了後5年間有効に存続し、第2条第2項および同3項、第3条、第4条、第5条、第9条、第10条第2項、第11条、第12条および本項の規定は、なお有効に存続する。

第8条（解除）

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を行うことなく直ちに本契約を解除し、かつ、乙に対し損害賠償を請求することができるものとする。

- (1) 本契約の条項の一に違反し、かつ、当該違反に関する甲の書面による通知を受領後30日以内にこれを是正しないとき。
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、または破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき。
- (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき。
- (5) 合併、会社分割等により契約上の地位に変更があった場合。ただし、甲の書面による事前の承諾がある場合にはこの限りではない。
- (6) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第9条（輸出関連法令の遵守）

- 1 乙は、本契約に基づき甲から開示または提供された秘密情報、製品、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは使用等の目的、軍事用途の目的またはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または使用許諾したり、第三者に使用させたりしないこととする。

- 2 乙は、本契約に基づき甲から開示または提供された秘密情報、製品、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または使用許諾をする際は、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第10条（反社会的勢力（暴力団等）の排除）

甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員または使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団または暴力団員と関係があることが判明したとき、または、乙が、同法第32条の2の規定に反して事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させたときは、何らの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができる。

2. 甲は、前項の規定により本契約の全部または一部を解除した場合には、乙に損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第11条（譲渡の禁止）

乙は、事前に書面による甲の承諾を得ることなく、本契約に基づき生じた権利または義務の全部または一部を第三者に対し、有償無償に関わらず譲渡し、貸与し、承継させ、引き受けさせ、または担保に供することはできない。

第12条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）

甲および乙は、本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈について生じた疑義については、誠意をもって協議し、解決するものとする。

CONFIDENTIAL

別紙 1

(1) 本コンパイラ

RX ファミリ用 C/C++コンパイラパッケージ V3.01.00

(2) 本製品

| ドキュメント名 | ドキュメント番号 | ファイル名 |
|--|-----------------|--|
| Certificate | R20TU0099EJ0100 | Certificate_V3.01.00_r20tu0099ej0100.pdf |
| Report about the evaluation of Renesas Compiler Suite CC-RX V3.01.00 | R20TU0100EJ0100 | Report_V3.01.00_r20tu0100ej0100.pdf |
| C/C++ Compiler for RX Family V3.01.00 Safety Manual | R20UT4626EJ0101 | SafetyManual_V3.01.00_r20ut4626ej0101.pdf |
| RX ファミリ用 C/C++ コンパイラ V3.01.00 セーフティマニュアル | R20UT4626JJ0101 | SafetyManual_V3.01.00_jp_r20ut4626jj0101.pdf |
| [Notes] C/C++ Compiler for RX Family V3.01.00 | R20TU0066EJ0101 | Notes_V3.01.00_r20tu0066ej0101.pdf |
| 【注意事項】 RX ファミリ用 C/C++コンパイラ V3.01.00 | R20TU0066JJ0101 | Notes_V3.01.00_jp_r20tu0066jj0101.pdf |

以上